指定居宅療養管理指導 運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人社団洸緑会 歯科ミントクリニックが実施する指定居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　居宅療養管理指導の提供にあたって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　居宅療養管理指導を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1　名称　医療法人社団洸緑会 歯科ミントクリニック
2　所在地　富山県滑川市柳原 85-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　居宅療養管理指導を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1　歯科医師　２人（常勤１人、非常勤１人）
居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得た場合に限る。）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。
2　歯科衛生士　１人（常勤１人）

訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、実地指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　居宅療養管理指導を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1　営業日　月曜日から土曜日まで。ただし、祝日及び国民の休日は休診とする。
2　営業時間　午前９時から午後１時、午後２時から午後６時まで。ただし土曜日は午前９時から午後５時までとする。

（実施地域）

滑川市、魚津市、上市町、立山町、舟橋村、富山市

（事業の内容）

第６条　居宅療養管理指導の事業の内容は、次のとおりとする。

1　要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
2　居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
3　要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
4　その他、療養生活向上のための指導や助言を行う。

（居宅療養管理指導の種類）

第 7 条　提供する居宅療養管理指導の種類は、歯科医師又は歯科衛生士によるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第 8 条　居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

1　利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護保険給付の対象となるサービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割の額とする。
2　前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して事前にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

（苦情処理）

第 9 条　提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、必要な改善措置を講じ、利用者又は家族に説明するものとする。

（事故処理）

第 10 条　居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。また、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（事故発生時の対応）

第 11 条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

1　事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
2　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第 12 条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法令及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報を利用する場合は、それぞれから同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 13 条　その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1　従業者の資質向上のため、研修の機会を設ける。
2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者についても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者でなくなった後においても徹底する。
4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所が定めるものとする。

附則

（附則 1）この規程は、令和６年９月１日から施行する。
（附則 2）本改訂版は、令和８年８月１日から施行する。

重要事項説明書（居宅療養管理指導用）

この「重要事項説明書」は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 8 条及び第 91 条の規定に基づき、指定居宅療養管理指導サービスの提供契約締結に際し、事業者が利用者に説明するものです。

1　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

項目	内容
事業所名称	医療法人社団 洸緑会 歯科ミントクリニック
介護保険指定事業者番号	1630630257
所在地	〒936-0023　富山県滑川市柳原 85-1
連絡先	TEL・FAX　076-471-5533
相談担当者名	森　柚里

事業の目的及び運営の方針

要介護状態又は要支援状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行い、生活の質の向上を図ります。関係する保健医療サービス及び福祉サービスとの連携に努めます。

営業日及び営業時間

項目	内容
営業日	月曜日～土曜日（祝祭日を除く）
営業時間	平日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00

実施地域

滑川市、魚津市、上市町、立山町、舟橋村、富山市

事業所の職員体制

職種	員数	主な職務内容
歯科医師	常勤 1 名・非常勤 1 名	居宅を訪問し、計画的かつ継続的な歯科医学的管理を行う。居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供、利用者・家族への留意点や介護方法の指導・助言を行う。
歯科衛生士	常勤 1 名	歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問して実地指導を行う。指導計画の作成、利用者・家族への説明、実施内容の記録等を行う。

2　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分・種類	サービス内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう、歯科医師、歯科衛生士等が通院困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況や生活環境を把握した上で、療養上の管理・指導を行い、療養生活の質の向上を図ります。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（1 回あたり）

区分	サービス利用者	利用料	利用者負担額（1 割の場合）
医師または歯科医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同一建物居住者以外／単一建物居住者 1 人	5, 170 円	517 円
同上	同一建物居住者 2～9 人	4, 870 円	487 円
同上	同一建物居住者 10 人以上	4, 410 円	441 円
歯科衛生士等が在宅の利用者に対して行う居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（月 4 回まで）	同一建物居住者以外／単一建物居住者 1 人	3, 620 円	362 円
同上	同一建物居住者 2～9 人	3, 260 円	326 円
同上	同一建物居住者 10 人以上	2, 950 円	295 円

※負担割合が 2 割・3 割の場合や加算等については、実際の請求条件をご確認ください。

個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合は、主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、家族等にも連絡します。

事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア　提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置します。
イ　相談、苦情に円滑かつ適切に対応するため、必要な調査及び改善を行います。

(2) 苦情申立の窓口

窓口	連絡先等
事業者の窓口	医療法人社団 洸緑会 歯科ミントクリニック訪問部（休診日を除く）
市町村（保険者）の窓口	各市町村介護保険課
公的団体の窓口	富山県国民健康保険団体連合会 TEL：076-431-9834

(3) 高齢者虐待防止と権利擁護に関する事項

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の活用が必要となる場合の相談窓口を紹介します。地域包括支援センターや市町村担当課等と連携します。

高齢者虐待に関する相談・通報窓口

窓口	連絡先
施設・事業所職員による虐待	滑川市地域包括支援センター TEL ： 076－476-9400